

## 教職員の綱紀肅正に関する教育委員会決議

神奈川県立高等学校の平成31年度、令和2年度及び3年度入学者選抜において、あわせて9校11件の採点誤りが発生した。

このような事態は、希望する高等学校への進学を目指し、日々努力している中学生や保護者の入学者選抜制度に対する信頼を大きく失わせるものである。

平成27年度及び28年度入学者選抜における採点誤りの深い反省に立ち、各種の再発防止策に取り組んできたにもかかわらず、再び誤りを起こしたことは、極めて遺憾なことと言わざるを得ない。

また、今年度は、コロナ禍において、学校では、日々、多くの教職員が努力し、子どもたちの感染症防止対策と、学びの保障の両立を図っている中、市町村立小学校教頭による中学生に対するわいせつ事案や、県立高等学校の臨時的任用教諭による自校の女子生徒に対する校内での盗撮事案など教職員の不祥事も続発している。

厳正かつ公正に行わなければならない入学者選抜において誤りが発生し、また、絶対にあってはならない教職員によるわいせつ事案が発生している事態は、県民の神奈川の教育に対する信頼を著しく失わせるものである。

教育長をはじめ私たち教育委員はもちろんのこと、教育局職員、県立学校の教職員及び市町村立学校の教職員全体がこうした事態を深刻に受け止め、綱紀肅正を図り、これまで以上に自らの職務の重みをしっかりと認識し、神奈川の教育に対する県民の信頼を失墜させる不祥事の根絶に向け、取り組んでいかねばならない。

今後、県教育委員会として、かかる事態の徹底した再発防止に取り組み、県民の信頼を回復するようあらゆる努力を行っていく。

以上決議する。

令和3年3月24日

神奈川県教育委員会

(※ 決定後の決議文を掲載しています。)